

梅ヶ枝中央会計

30代・40代で退職した後の社会保険料(年金・健保)

Q 現在サラリーマンですが、長年勤務した会社を退職し独立を検討しています。貯金と退職金で約1年は生活ができますが、年金・健康保険はどうなりますか？なお、現在の勤務先では健康保険組合に加入し、任意継続ができると聞いています。

【前提】昨年年収6百万円。大阪市在住現在35歳(45歳)、妻専業主婦(30歳)、子供2名(全員16歳未満)。会社を設立する場合は大阪市。独立後の事業収入は当面は0(失業給付は受けない)。

A 個人事業、会社設立により選択は異なります。

- ・年金…国民年金(個人事業)・厚生年金(会社設立で選択可)の選択
- ・健康保険…現在の勤務先の健康保険組合の任意継続(ただし、現在の負担の約2倍程度)、国民健康保険(個人事業)、全国健康保険協会(協会健保。会社設立で選択可)の選択

なお、確定拠出年金等は検討対象外としています。

1. 加入資格

国民年金	20歳以上60歳未満のすべての人
国民健康保険	勤務先で健康保険(含む任意継続)に加入していない場合、任意継続その扶養家族も加入する必要があります。
厚生年金 協会健保	<ul style="list-style-type: none"> ・一人会社でも加入可能。 ・配偶者が年間収入130万円未満かつ労働時間と労働日数がそれぞれ一般社員の4分の3未満等であれば、配偶者負担無し。 ・扶養家族の方の保険料はかかりません
健康保険の任意継続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所を退職等によって健康保険の被保険者の資格を喪失したときに、一定条件のもとに個人の希望(意思)により、個人で継続して加入できる制度。 ・扶養家族の方の保険料はかかりません。

2. 保険料の基本的算定方法

国民年金	15,250円/月/人(平成26年度)
国民健康保険	退職までの給与収入も影響(所得割)
厚生年金 協会健保	標準報酬月額×保険料率で計算され、事業主と被保険者で半分ずつ負担します。児童手当拠出金は事業主負担
健康保険の任意継続(協会健保の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が事業主負担を含め全額負担(2倍程度) ・退職時の標準報酬月額が28万円を超えていた場合は、標準報酬月額は28万円 ・保険料は、原則2年間変わりません。

3. 試算

(前提)

- ・昨年年収6百万円÷12=500,000円から標準報酬月額を算定(所得は給与と所得のみ)
- ・会社設立の場合は、事業収入がなくとも、役員報酬10万円/月。ただ、事業収入が増加しても、役員報酬は変動しない(定期同額の場合は税務メリット有)。
- ・妻は専業主婦(収入0)
- ・健康保険の任意継続は、協会健保で算定。

	算定方法	年間支出額 (法人・個人計)
①国民年金	15,250円/月×2名	366,000
②国民健康保険	(大阪市国民健康保険料。所得割は25年度分を使用) A. 所得割の算定基礎所得金額=総所得金額-33万=給与収入金額-給与所得控除=600万-(600万×20%+54万)=426万 B. 医療分=33,865/世帯+20,108/人×4+426万×7.9%=450,837 C. 後期高齢者支援金分=11,467/世帯+6,809/人×4+426万×2.88%=161,391(上限16万) D. 介護分(40歳~64歳の被保険者がいる場合のみ)=10,017/世帯+8,318/人×1+426万×2.7%=133,355	30歳台 (B+C) 610,837 40歳台 (B+C+D) 744,192
③厚生年金	(大阪府の平成26年度保険料額表より) 100,000円→標準報酬月額98,000円 →16,777.6円/月。別に児童手当拠出金147円/月	203,095
④協会健保	(大阪府の平成26年度保険料額表より) 100,000円→標準報酬月額98,000円 →9,858.8円/月(40歳以上11,544.4円/月)	118,305 (40歳以上) 138,532
⑤健康保険の任意継続	(大阪府の平成26年度保険料額表より) 500,000円→標準報酬月額280,000円(上限) 28,168円/月(40歳以上32,984円)。	338,016 (40歳以上) 395,808)

会社負担を含めた支出額は、以下のとおりの組み合わせとなります。

【個人事業主で①+②年額】976,837円(40歳代1,110,192円)

【個人事業主で①+⑤年額】704,016円(40歳代761,808円)

【会社設立で③+④年額】321,400円(40歳代341,627円)

【会社設立で③+⑤年額】541,111円(40歳代598,903円)